

# 1 いじめに対する基本理念

いじめは、どの児童にも、どの学校でも起こりうるものである。いじめが繰り返されたり、集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険が生まれることを十分に理解し、対応することが急務である。

いじめは相手の人間性とその尊厳を踏みにじる「人権侵害行為」である。

(生徒指導提要R4.12)

いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。(いじめ防止対策推進法 第一条)

だからいじめは許されないのである。

いじめを放置して、優れた学校行事や優れた授業などあり得ない。

人間は本来、人を思いやる優しい心をもっています。

その優しい心を表す勇気をもたせましょう。

児童生徒が「多様性を認め、一人一人の人権を大切にする人」に育つように努めましょう。

児童の出すサインを確実に受け止めるために、日頃から教職員と児童、児童相互、教職員相互、保護者と教職員等との間に温かい人間関係をつくることが大切である。

## 本校の取組

- 温かい人間関係の構築と、居場所のある学級づくり。
- 人権感覚を高め、校内にいじめを許さない雰囲気をつくる。
- 相談しやすい雰囲気づくり。
- 家庭・地域社会・関係諸機関との連携を深める。
- どんな小さいいじめも初期段階から見過ごさない姿勢で対応。



## そのために

- 1 いじめはどの児童も被害者にも加害者にもなり得る問題であることを正しく理解する。
- 2 けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、「いじめではないか」という視点をもって、指導にあたり、いじめに該当するか否かを判断する。
- 3 「いじめ発見ポイント」(富山県いじめ対応ハンドブック参照 R3)に基づいて、児童を観察し、気になる点があれば早急に面談を実施する。
- 4 生活アンケートの結果を踏まえつつ、すべての児童を対象に「予断をもたない」で観察したり、対策を講じたりする姿勢を大事にする。
- 5 「この先生は私たち(児童・保護者)の話聞いてくれる。分かってくれる」という人間関係をつくること等、相談体制の充実に努める。

## 2 いじめの定義 【いじめ防止対策推進法 平成25年～】

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

### 【留意点】

- 個々の行為が「いじめ」に該当するか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うことが必要である。  
「いじめられた児童生徒の立場に立つて」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。
- いじめには多様な態様があることに留意し、いじめに該当するかを判断するにあたっては、「心身の苦痛を感じているもの」との要件に必要以上にこだわらないことが必要である。  
例えば、いじめられていても本人がそれを否定する場合が多々あるので、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、学校いじめ対策組織等を活用して行う。（法22条）
- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。
- 一回限りの行為でも深刻な被害感を与えたり、トラウマとなったりするケースがあるので、一度でもいじめと認知する。
- 善の心から行っていることでも、相手が心身の苦痛を感じる場合がある。  
（例：チームを強くしたいという願いが一人の児童を追い込む場合がある）
- 加害者が無自覚の心（同和地区等への差別、偏見等）から行っている場合もいじめとなる。
- 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。  
けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断することが大切である。
- 軽微と捉えがちな行為が積み重なって重大事態に至ることがあることに配慮する。
- いじめられた児童生徒の立場に立つて、いじめに該当すると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。  
例えば、好意から行った行為が意図せず相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合等は、学校は「いじめ」という言葉を使わずに指導する等、柔軟な対応による対処も可能である。  
ただし、これらの場合であっても、いじめに該当するため、学校いじめ対策組織等へ情報共有することは必要である。

## ○ いじめの態様について

いじめの防止等のための基本的な方針（文部科学大臣決定H29.3最終改訂）より

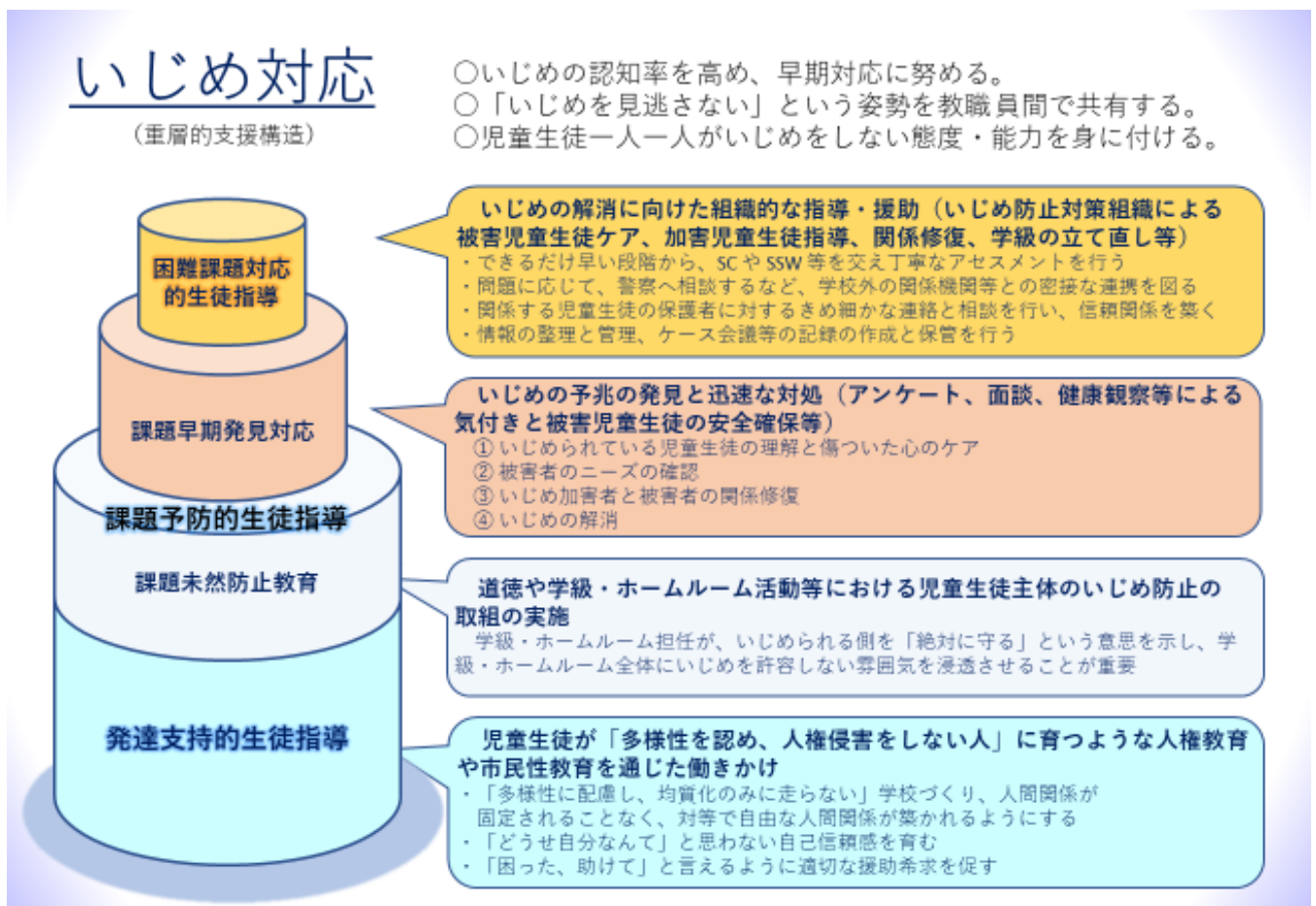
児童に「いじめとは下記の行為」であることを具体的に指導し、未然防止、早期発見・適切な対応に力を注ぎます。

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ⑨ その他

## 3 いじめの防止等に関する基本的考え方

### (1) いじめに関する生徒指導の重層的支援構造

生徒指導の4層の支援構造を理解して「未然防止」⇒「早期発見」⇒「適切かつ迅速な対応」という順序での指導にあたる。



## (2) いじめ防止につながる発達支持的生徒指導

- ① 「多様性に配慮し、均質化のみに走らない」学級づくりを目指す  
同調圧力が強まらないようにし、「いろいろな人がいた方がよい」と思えるように働きかける。
- ② 児童間で対等で自由な人間関係が築かれるようにする  
学力以外の様々な観点から、自分のことを認められ応援してもらっていると感じられるような居場所づくりに努める。
- ③ 「どうせ自分なんて」と思わない自己信頼感を育む  
共同の活動を通して、他者から認められ、他者の役になっていると実感する機会を用意する。（異年齢交流、係活動、児童会活動等）
- ④ 「困った、助けて」と言えるような体制づくり  
弱音を吐いたり、頼ったりすることができる雰囲気づくりと、それをしっかり受け止めることができる体制を築く。

## (3) いじめの未然防止

- ① いじめは、どの児童にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要である。
- ② 全ての児童をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。
- ③ 全ての児童が安心でき、自己存在感や充実感を感じられる授業づくりや集団づくりなど、「居場所づくり」を進めることが重要である。
- ④ 学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度等、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。
- ⑤ 児童が主体的に取り組む共同的な活動を通して、他者から認められ、他者の役に立っているという自己有用感を感じとれる「絆づくり」を進めることが重要である。
- ⑥ いじめの心理から考える未然防止教育の取組を進める。「いじめは良くない」とほとんどの児童は分かっているはずなのに、行ってしまうことに対する指導。
  - ・道徳や学活などでロールプレイを行うなど体験的な学びの機会を用意する。
  - ・いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む必要がある。
  - ・ねたみ、異質な者への嫌悪感情、遊び感覚、金銭を得たい等の内面理解に基づく働きかけを行う。
- ⑦ いじめの構造から「傍観者」が、被害者になることへの回避感情から同調せずに「相談者」「仲裁者」に転換するような取組を道徳や学活において行う。
- ⑧ 学校として※特に配慮が必要な児童については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行うことが必要である。

※…特に配慮が必要な児童とは、発達障害を含む障害のある児童、海外から帰国した児童や外国人の児童、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童、大地震等で被災した児童等（困難課題対応的生徒指導）

- ⑨ いじめの問題への取組の重要性について市民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

#### (4) いじめの早期発見

- ① 全ての大人が連携して組織的に取り組み、児童のささいな変化に気付く力を高め、いじめの早期発見に努めることが必要である。
- ② いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識することが必要である。
- ③ ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。
- ④ 普段から児童の様子を把握し、児童の表情や学級・ホームルームの雰囲気から違和感に気づき、いじめの兆候を察知する姿勢が求められる。
- ⑤ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施、タブレットや電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。
- ⑥ 家庭や地域、関係機関と連携し、いじめに気付くネットワークを拡げて児童を見守ることが必要である。

#### (5) いじめへの対処

- ① いじめを把握したら、学校として直ちに、被害者保護を最優先し二次的な問題（不登校、自傷行為、仕返し行動など）の発生を未然に防ぐため、被害者の心情を理解し、心のケアを行う。
- ② 被害者のニーズを確認し、危機を一緒にしのいでいくという姿勢で、安全な居場所の確保や、加害者、学級全体への指導に関する具体的な支援案を提示し、本人や保護者に選択させることも重要である。
- ③ 加害者とされる児童、いじめを知らせてきた児童、学級等に対しても確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。
- ④ 教育委員会への連絡・相談し、事案に応じ、関係機関（医療、福祉、司法など）との連携が必要である。
- ⑤ 教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方（初期対応フローチャート、各学校の危機管理マニュアル）について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。
- ⑥ 被害児童及び保護者の同意の下、いじめ加害者と被害者の関係修復を行う。指導の結果を丁寧に伝えるなどの配慮を行っていく。

## ⑦ いじめの解消

「いじめに係る行為が止んでいること」「心身の苦痛を感じていないこと」を本人や保護者への面談を通じて継続的に確認していく。解消に至ったとしても卒業まで注意深く見守っていく。

## (6) 地域や家庭との連携

- ① コミュニティ・スクールの機能を生かしながら、社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域・家庭が、いじめの問題について協議する機会を設けるなど、連携した対策を推進することが必要である。
- ② より多くの大人が、児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する地域ぐるみの体制を構築することが必要である。

## (7) 関係機関との連携

- ① 学校や教育委員会において、いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合等には、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要である。

例えば「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大に被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。（「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について（通知）令和5年2月文部科学省初等中等教育局長）

- ② 警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、平素から、学校や教育委員会と関係機関の担当者の、窓口交換や連絡会議の開催等、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

## 4 いじめの認知件数とは

- いじめか否かを迷うような、いじめの初期段階、あるいはいじめの前段階のものまでも「組織」としての検討の俎上（そじょう）に乗せ、その結果、「いじめ防止対策推進法」上の「いじめ」に当たると判断されたもの全ての数字が「認知件数」である。
- 深刻ないじめへと発展したり重大事案にまで至ったりした（と「認知」した）数字ではない。
- つまり、「認知件数」の報告というのは、不祥事件数の報告などではなく、学校が真摯にいじめに向き合い、丁寧に対応を行った件数の報告である。

◎「認知件数」が多い＝教職員の目が行き届いている証と考えている。

いじめを積極的に認知することで、深刻な状況になる前に早期かつ適切に対応するとともに解消に向けてチーム支援することが可能になると考え、いじめの疑いがあるものや児童生徒や保護者、学校の内外等からいじめの訴えに関しても積極的に認知する。

## 5 いじめの防止等の対策の責務

それぞれの立場で責務を果たすことができるよう、黒部市教育委員会では次のことに取り組んでいる。

- 黒部市いじめ防止基本方針を策定する。（法第 12 条）
- 各学校が「いじめ防止基本方針」を策定し、全教職員が一丸となっていじめ問題に取り組むよう指導・支援・確認をする。（法第 13 条）
- 保護者向けの「いじめ防止リーフレット」等を配付する。

### (1) 学校及び学校の教職員

「基本的な考え方」に基づき、保護者、地域、関係機関と連携を図りながら、学校全体でいじめの防止等の対策に取り組むとともに、当該学校の子供たちがいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対応します。（法第 23 条）

### (2) 保護者

子の教育について第一義的責務（法第 9 条）があり、その保護する子がいじめを行うことがないように、規範意識を養うための指導を行うように努めます。また、その保護する子がいじめを受けた場合には、適切に保護します。さらに保護者は、国、県、市及び学校が講ずるいじめ防止等のための措置に協力するように努めます。

## 6 学校、家庭、地域社会と連携した取組

地域をあげて児童を守り育てるために、学校や家庭、子供の健全育成に関わる関係諸団体・機関等が連携し、情報交換と行動連携に努めます。

いじめは、大人の目の届かない所で起こりやすいこと、LINEをはじめとするコミュニケーションツールや掲示板等によるネット上のいじめは発見が難しいことがある。

いち早く発見するためには、多くの大人がアンテナを高くするとともに、児童から発信されるSOSを素早くキャッチすることが重要である。

そのために、学校、家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築して、児童たちを見守ることができるよう、青少年育成黒部市民会議等の関係団体、学校運営協議会、いじめ対策カウンセラー・ソーシャルワーカー、スクールソーシャルワーカー等に働きかけ、連携促進に向けて取り組む。

### 具体的な取組

- ① 市内の学校と足並みをそろえて、児童への指導、保護者への啓発ができるような資料を作成し、活用に努める。
  - ・家庭における児童の様子を把握するためのチェックリストを配布したり、児童・保護者アンケートを実施したりして、家庭と学校が連携していじめの早期発見に努める。
  - ・インターネット安全教室を開催したり、家庭にネットトラブルの未然防止に関する資料を配布したりする。
  - ・長期休業日に向けて「子供たちに安全で楽しい夏（冬）休みを」（青少年育成黒部市民会議・黒部市教育委員会）のちらしを保護者に配布し、啓発に努める。
- ② 就学前のガイダンスの機会を設ける
  - ・就学時健康診断時等の機会を捉えて行う。
  - ・就学時健診時に、家庭生活や子育ての相談ができるスクールソーシャルワーカーについての説明を行う。
  - ・幼児や保護者に対するいじめの未然防止に係る取組を企画・提案する。
- ③ 地域ぐるみで児童を見守り育てることができるよう、保護者・地域等に「黒部市立村椿小学校いじめ防止基本方針」について説明し、協力を得ることができるようにする。

## 7 いじめを許さない学校づくりの推進

- (1) いじめ防止基本方針の策定
- (2) いじめの防止等の対策のための組織の設置

メンバーは、学校の管理職や生徒指導担当教員、学年主任等、組織的対応の中核として機能するような「複数の教職員」とする。さらに、SCやSSW等、「心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者」を可能な限り参画させ、実効性のある人選を行う。

- (3) いじめの未然防止、早期発見・適切な対応の取組（例）

- ① 学級・学年の垣根を越えた情報交換を日常的に行う。
- ② いじめの4層構造に基づく指導を徹底する。（被害者、加害者、観衆、傍観者への指導）
- ③ インターネット安全教室、児童・保護者アンケートを実施する。
- ④ i-check を年2回実施し、分析結果から学級や児童の様子を把握する。
- ⑤ 道徳教育・体験活動、人権教育、情報モラル教育の充実に努める。
- ⑥ 人権意識の高揚に努め、人間関係の育成のためのプログラムを計画的に実施する。
- ⑦ 教育計画書に学校いじめ防止基本方針等を掲載し、全教職員で共通実践する。

- (4) 校内研修会の実施（年に複数回）－ 例 －

- ① 市や県のいじめ問題に係る研修会に参加した場合は、その内容を必ず校内で還元する。
- ② 学校いじめ防止基本方針の内容の共通理解を図る。  
（生徒指導提要、いじめ対応ハンドブック等も活用する。）
- ③ 校内でいじめ等に係る事案が発生した場合の事例研修を行う。等

- (5) 学校いじめ防止基本方針に基づく学校評価の実施

- ① 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。（「いじめ見逃し0を目指す視点シート」を活用し、いじめ防止等の取組に係る達成目標を設定し、学期ごとに達成状況を評価する。また、評価結果を踏まえ、いじめ防止等のための取組の改善を図る）
- ② 必ず、入学時・各年度の開始時に児童、保護者等に説明する。
- ③ 学校いじめ防止基本方針をホームページ等に公表して周知を図り、保護者、地域の意見に耳を傾ける。

※ いじめ見逃しの目指すための視点・達成目標・評価

☆☆☆ 学校いじめ防止基本方針に基づいて実施・評価する ☆☆☆
<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。</li> <li>・学校いじめ防止基本方針において、いじめの防止等のための取組に係る達成目標を設定し、毎学期、学校評価において目標の達成状況を評価する。</li> <li>・評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。</li> </ul>

視点	達成目標(具体的に記載)	評価
いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「人権意識チェック表」を活用したセルフチェックを学期に1回実施し、教職員の人権意識の維持、高揚を図る。</li> <li>・互いが認め合い、関わり合う授業づくりを推進し、教師の授業改善と指導力の向上に努める。(児童の「分かった」を増やし、自信を高める。)</li> <li>・児童中心のあいさつボランティア活動を実施し、人間関係づくりを進める。</li> <li>・学校と家庭が連携した「あったか言葉」「あったかアクション」の推進を図る。</li> <li>・児童が気付いたことを、すぐに教師に伝えることができるような人間関係づくりに努める。「SOS の出し方に関する教育」の推進を図る。</li> <li>・「名水の里 こどもの権利宣言」を学期始めに確認し、児童の人権について意識を高める。</li> </ul>	
早期発見・事案対処のマニュアルの実行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止基本方針について職員で確認し、いじめの定義やその正確な認知、未然防止に向けた指導の在り方や重大事態発生への対応等について共通理解を図る。「いじめ事案初期対応」実践フローチャートの確認。</li> <li>・学期末に生徒指導委員会で見直しを行い、必要に応じて改善を図る。</li> <li>・「30分ケース会議」を実践する。</li> </ul>	
定期的・必要に応じたアンケートの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童用質問紙(いじめアンケート)は月に1回、学校生活アンケートを学期に1回実施する。</li> <li>・学校の教育活動に関する保護者アンケート及びいじめに関するアンケートを実施する。(年2回:記名式)</li> </ul>	
個人面談・保護者面談の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担任は、アンケートを基に学期に1回の全員面接(ふれあい週間)を行う。</li> <li>・生活アンケートや保護者アンケートの結果によっては、SCやSSWとの面談を実施したり連携して取り組んだりする。(相談体制の充実を図る。)</li> </ul>	
校内研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員がいじめについて認識を共有し(「温度差」を小さくし)、行動の一元化を図るための意見交換の場を設定する。</li> <li>・i-checkの分析やその生かし方の研修を行い、自校の結果を学級経営や生徒指導に生かす。</li> </ul>	

<p>日常の児童生徒理解の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒指導日誌を教職員間で毎日回覧し、情報共有を行う。</li> <li>・毎週木曜日の終礼後に生徒指導連絡会を行い、児童の情報交換を行う。</li> <li>・一人一人の名前に「さん」を付けて呼び、顔を見て朝の健康観察を行う。</li> <li>・日頃から児童とのよりよい人間関係づくりに努め、児童に関わる情報収集と児童理解に努める。</li> <li>・その学級に関わる他の職員やスタディ・メイト等と授業後に情報交換を行う。複数の目で児童を観察し、わずかな兆候や声にならない訴えにも気付くように努める。（兆候もいじめとして対応）</li> <li>・児童の実態に応じ、ネットトラブルに関する指導を継続して行うとともに、保護者への啓発活動にも努める。</li> </ul>	
<p>発生時の迅速な対応と情報の共有や組織的な対応 【事故発生時の指針を原則とする。】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者、児童からの「いじめ」に関する訴えが出たら、生徒指導主事が迅速に情報を整理し、「村椿小学校いじめ対策委員会」を開き、対策や今後の方針を決める。また、毎月末にも同委員会を開き、月例報告に向けての協議を行う。</li> <li>・重大事態が発生した場合、もしくは可能性のある場合は、直ちに教育委員会に報告・相談するとともに、「村椿小学校いじめ対策組織」を立ち上げて解決に当たる。</li> </ul>	

評価	評価の規準等	達成度の目安
AA	目標を達成し、期待以上の成果が得られた。	100%以上
A	目標を概ね達成し、ほぼ期待どおりの成果が得られた。	80~100%
B	目標を半分以上達成し、ある程度の成果が得られた。	60~80%
C	目標をあまり達成できず、成果が少なかった。	30~60%
D	目標をほとんど達成できず、成果が少なかった。	0~30%

※学校ごとに毎学期、評価見直しを行う。

# 【 いじめ問題に係る組織 】

## 学校

☆法 22 条  
○いじめ防止等の対策のための組織

- ・複数の教職員
- ・心理・福祉等の専門家
- ・関係者（学校運営協議会委員、PTA会長、振興会長等）
- 重大事態発生
- ・生命・身体・金銭・精神の場合は、発生直後、地教委に報告（報告書）
- ・不登校の場合は地教委に相談
- ・欠席 30 日前後で報告（報告書）



## 教育委員会

### 教育委員会事務局

- 重大事態の場合
  - ・調査の主体を決定する。（学校の組織または教育委員会）
  - ・調査の実施の指示
- 他の場合
  - ・支援・指示・自ら調査
  - ・教育委員会会議で報告

## 黒部市生徒指導対策会議(附属機関)

※重大事態発生時に備えて、平時から設置しておくことができる。（法 14 条③）

- ・設置根拠の条例

【役割】

- 教育委員会の諮問に応じる。
- ・調査研究、有効な対策の検討・審議
- いじめの通報・相談を受けたとき
- ・第三者機関として関係を調整し、問題解決
- いじめに関して自ら調査を行うことも可
- 重大事態に係る調査の実施
- ・調査を行う場合はメンバーを配慮する。

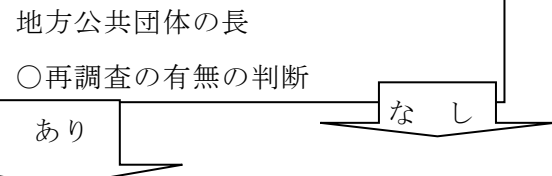
※重大事態が発生していない場合でも、会議を開催し、いじめ問題について共通認識をもっておくことが大切である。

重大事態と判断・対処

教育長が報告（発生時の報告書・調査のまとめ）

学校は

- ・関係保護者、児童生徒に説明
- ・児童生徒、保護者の所見を添えることができることを説明



## 地方公共団体の長

附属機関  
第三者調査委員会

- 附属機関（法 14 条①）
- 再調査（法 30 条②）
- 議会に報告（法 30 条③）

※条例または法の趣旨を会議

## 議会

報告  
公表

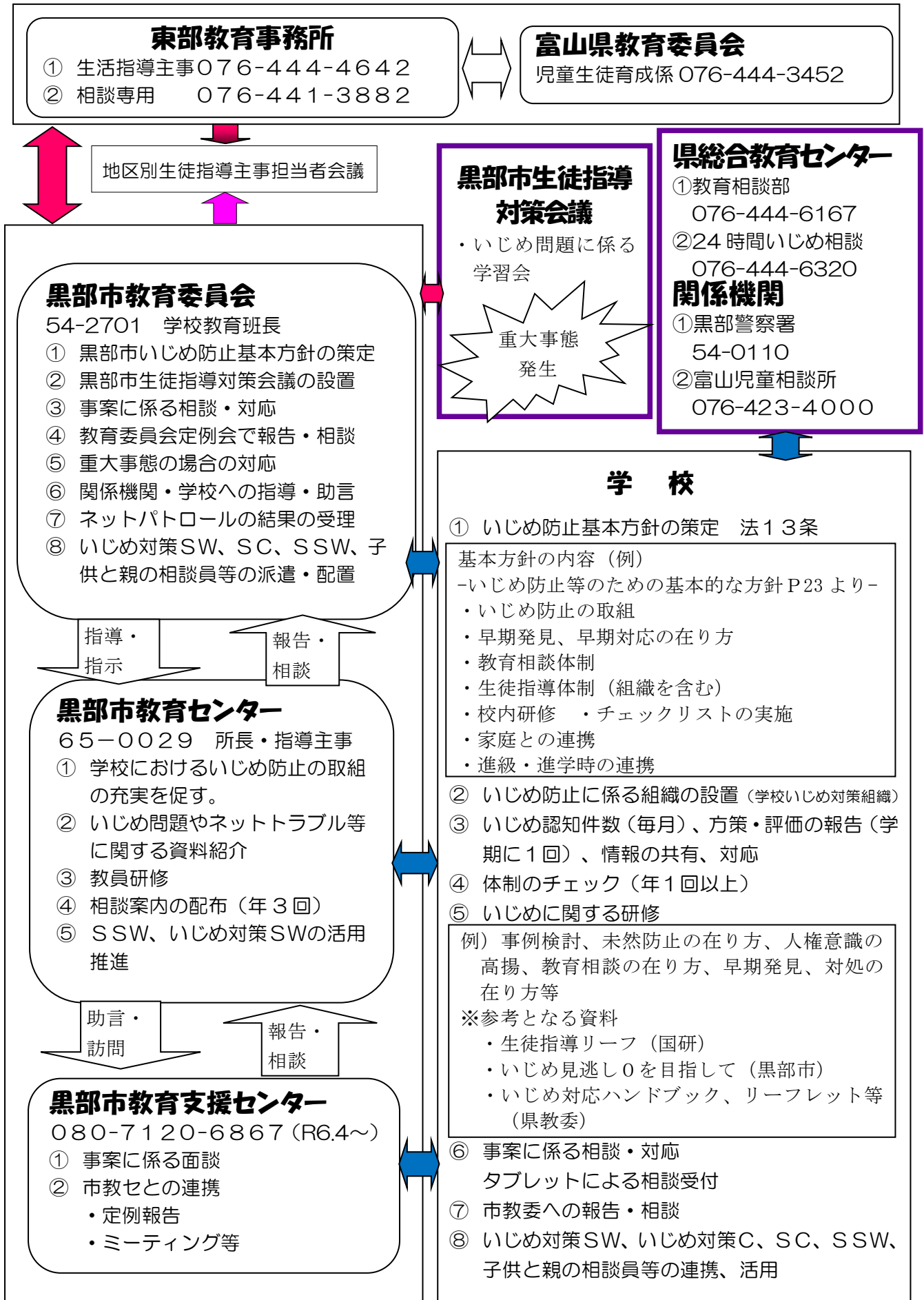
## いじめ問題対策連絡協議会

☆法 14 条  
☆地方公共団体が設置

○いじめ防止等に関係する機関等と連携を図るために設置することができる。

- ・学校      ・教育委員会      ・児童相談所
- ・法務局又は地方法務局      ・都道府県警察
- ・その他の関係者  
弁護士、医師、SC、SSW等

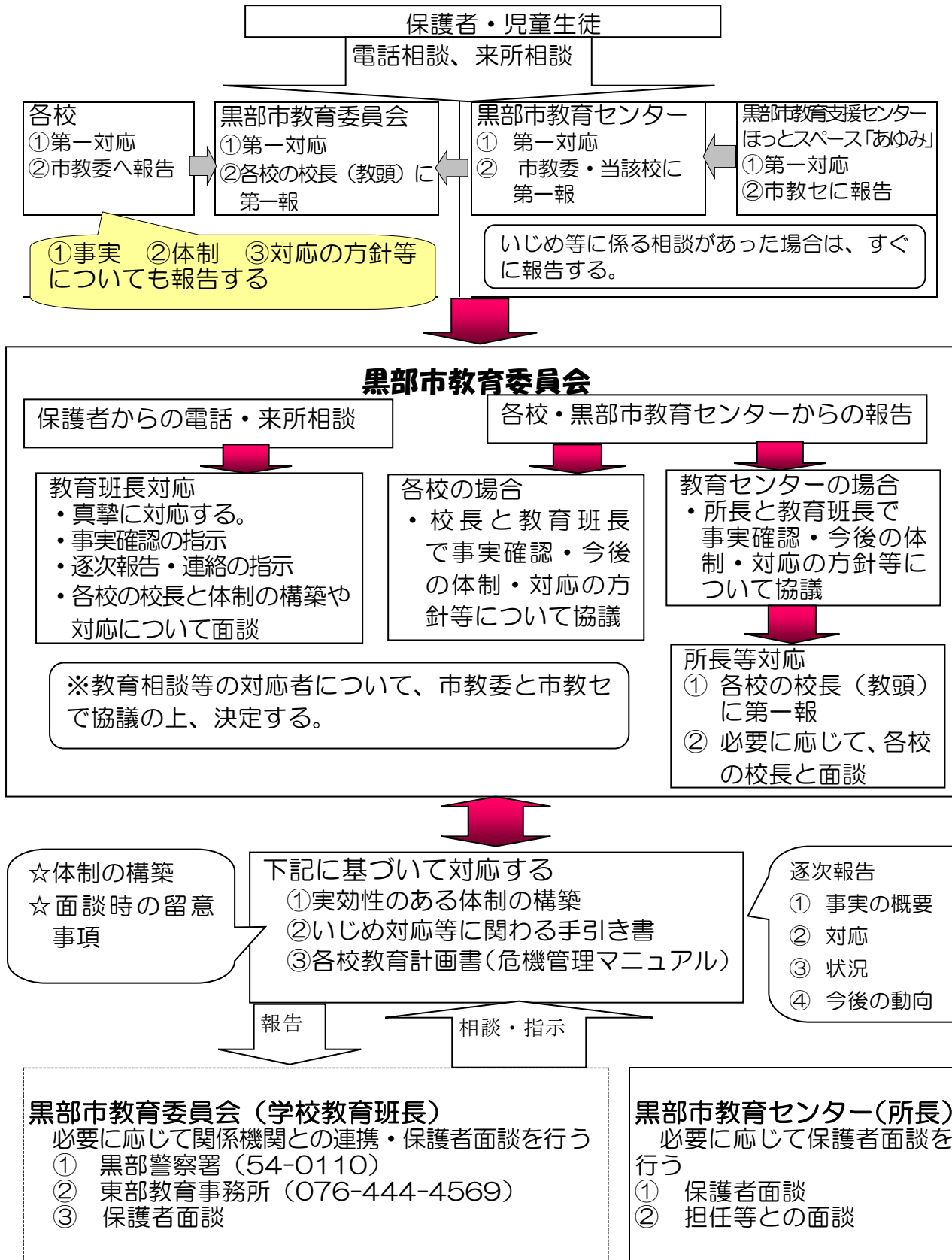
☆ いじめ防止における取組図



## 8 いじめ発生時の相談体制の充実と連絡体制

各学校や保護者等からの相談には、次の4つに取り組みます。

- 1 親身になって相談に乗る。
- 2 迅速に動く — その日のうちに —
- 3 しっかりとした事実確認
- 4 正確な記録と分析 — 言われたことを逐語録的に記録し、分析する—



## 9 重大事態への対処 — 黒部市 —

- 学校からの報告等で重大事態と判断した場合は、「黒部市生徒指導対策会議」を開催します。
- 当該重大事案に係る調査を行うための組織を速やかに設けます。
- 毎月の「各校のいじめ認知の状況」について、教育委員に報告します。

### (1) 重大事態の例

- ① 児童生徒が自殺を企図した場合
- ② 身体に重大な傷害を負った場合
- ③ 金品等に重大な被害を被った場合
- ④ 精神性の疾患を発症した場合
- ⑤ 欠席の理由が「いじめが要因ではないか」と思われ、欠席日数が30日以上となった場合（この日数は目安である。児童生徒が一定期間連続して欠席をしている場合も重大事態と判断する）
- ⑥ 児童生徒や保護者から重大事態に至ったという申し出があった場合

### ☆ 生命・心身・財産重大事態（法第28条 第1項 第1号）

◎ 下記は例示であり、これらを下回る程度の被害であっても、総合的に判断し重大事態と捉える場合があることに留意する。

- ① 児童生徒が自殺を企図した場合
  - 軽傷で済んだものの、自殺を企図した。
- ② 心身に重大な被害を負った場合
  - リストカットなどの自傷行為を行った。
  - 暴行を受け、骨折した。
  - 投げ飛ばされ脳震盪となった。
  - 殴られて歯が折れた。
  - カッターで刺されそうになったが、咄嗟にバッグを盾にしたため刺されなかった。
  - 心的外傷後ストレス障害と診断された。
  - 嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。
  - 多くの生徒の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。
  - わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。
- ③ 金品等に重大な被害を被った場合
  - 複数の生徒から金銭を強要され、総額1万円を渡した。
  - スマートフォンを水に浸けられ壊された。
- ④ いじめにより転学等を余儀なくされた場合
  - 欠席が続き（重大事態の目安である30日には達していない）当該校へは復帰ができないと判断し、転学（退学等も含む）した。（転学・退学するほど精神的苦痛を受けていたということであるため、生命・心身・財産重大事態に該当する）

## ☆ 不登校重大事態（法第 28 条 第 1 項第 2 号）

欠席日数が年間 30 日であることを目安としている。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にもかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

### (2) 重大事態に係る調査の指針(概要)

—詳細は、平成 28 年 3 月 不登校重大事態に係る調査の指針（文部科学省初等中等局）を参照—

#### ○ 学校の対応

流れ	内容
<p><b>欠席開始</b></p> <p>※ 重大事態に該当すると「認める」とは、「考える」「判断する」の意であり、「確認する」「肯定する」といった意味ではない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月 3 日の欠席で家庭訪問等を実施し、児童生徒及び保護者面談から状況・理由等を聴取する。</li> <li>・学校は欠席 30 日になる前から<u>準備作業</u>に取りかかる。</li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>準備作業の確認事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①実施済みのアンケート調査</li> <li>②関係児童生徒からの聴取・確認</li> <li>③指導記録の記載内容の確認など</li> </ul> </div>
<p><b>市町村教委に相談</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該児童生徒及び保護者への聴取が終わった時点で、「いじめが関係しているのではないか」と学校が判断した場合は相談し、情報共有を図る。</li> <li>・学校は重大事態に至る相当前から調査を行い、欠席が 30 日に達する前後の段階でいじめを受けたとされる児童生徒及び保護者に説明できるよう準備をしておく。</li> </ul>
<p><b>重大事態発生と判断</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校は、不登校重大事態と判断したときは、7 日以内に黒部市教育委員会に報告する。（様式 1）</li> <li>・<u>生命・心身・財産重大事態と判断したときは、直ちに黒部市教育委員会に報告する。</u></li> </ul>

#### ○市教育委員会の対応

<p><b>重大事態の報告</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長に報告する。（口頭ではなく書面が望ましい）</li> <li>・教育委員に説明する。</li> <li>・対処方針を決定する際は、<u>教育委員会会議を招集</u>する。</li> </ul> <p>※教育委員会会議とは、いじめ防止対策推進法第 1 4 条第 3 項に規定する教育委員会の附属機関などを想定している。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>会議での配慮事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報が多く含まれているので、会議を一部非公開にしたり、資料から個人情報を除いたりする。</li> </ul> </div>
-----------------------	--

<p><b>調査主体の決定</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村教育委員会が、調査主体を市町村教育委員会にするか、学校にするかを決定する。</li> <li>原則、学校の調査組織で行う。</li> </ul> <p>市町村教育委員会が行う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学校と保護者との関係が深刻化して関係修復が難しい場合</li> <li>学校の負担が過大で調査を実施することにより学校の教育活動に支障が生じる恐れのある場合 等</li> </ul>
-----------------------	--

○調査の主体（市教育委員会または学校）の対応

<p><b>調査の実施</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象児童生徒、保護者、教職員、関係する児童生徒への聴取による調査をする。</li> </ul> <p>聴取事項 ーいじめの行為についてー</p> <p>①いつ頃から②誰から③態様④背景事情や人間関係⑤指導経緯、事実関係等 可能な限り網羅的に調査記録</p> <p>留意事項(詳細は不登校重大事態に係る調査の指針 P5・6)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>基本姿勢 <ul style="list-style-type: none"> <li>○対象児童生徒に対して 徹底して守り通すことを教職員が言葉と態度で示す。</li> <li>○いじめを行った児童生徒に対して 行動の背景に目を向けるなど教育的配慮の下で指導する。</li> </ul> </li> <li>対象児童生徒からの聴取にこだわらない</li> <li>方法の工夫(オープンな質問等)</li> <li>聴取環境や時間帯への配慮</li> <li>報告・記録の重要性</li> <li>重大事態に関する教職員の意識啓発</li> <li>資料の保管</li> </ol>
<p><b>調査結果の 取りまとめ</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>様式2を参考に調査報告書を作成する。</li> </ul> <p>留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象児童生徒への聴取を申し入れたものの、実施できなかった場合は、その旨を書面上明示しておく。</li> </ul>
<p><b>児童生徒・ 保護者への情報提供</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象児童生徒とその保護者に情報提供する。 (提供の留意事項については、「いじめ防止等のための基本的な方針 P32を参照のこと」)※適時、適切な方法で提供する。</li> <li>いじめをしていた児童生徒とその保護者に情報提供し、家庭と連携して指導する。</li> </ul>
<p><b>市町村長へ報告</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>書面をもって報告する。</li> <li>教育委員会会議で説明する。</li> <li>再調査が必要な場合は、市町村長が指示する。</li> </ul>
<p><b>支 援</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童生徒の学校復帰への支援と再発防止を目的として、支援を継続する。</li> </ul>

(様式1)

令和 年 月 日

黒部市教育委員会  
教育長 殿

黒部市立〇〇学校  
校長 〇 〇 〇 〇 印

### いじめ重大事態発生報告書

重大事態の種類（該当するもの全てにチェックを入れる）

いじめにより在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた

（いじめの態様  生命  身体  精神  金品等 ※いずれかにチェックを）

いじめにより在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている

1 被害児童生徒について	学校名		
	学年・学級		
	ふりがな 児童生徒氏名		性別
	生年月日・年齢	平成 令和 年 月 日生（ 歳）	
	住所		
	保護者氏名		
2 加害児童生徒について  ※ 加害者が3名以上いる場合は、行数を増やす。	学校名		
	学年・学級		
	ふりがな 児童生徒氏名		
	生年月日・年齢	平成 令和 年 月 日生（ 歳）	平成 令和 年 月 日生（ 歳）
	住所		
	保護者氏名		
3 いじめの行為の状況	・発生日、いじめの行為の態様・具体的な行為等について記載。		
4 報告の時点における対象児童生徒の状況	被害児童生徒（欠席の状況）		
	加害児童生徒		
5 重大事態に該当すると判断した根拠			

(1) 報告時期等

- ・本書での報告は、重大事態が発生したと判断した後「直ちに」（基本方針）行う。
- ・不登校重大事態の場合は7日以内に行うことが望ましい。（5に欠席日数を記入）

(2) その他

- ・市町村教育委員会は、教育事務所へ写しを2部送付、事務所は県教委へ1部送付する。

### いじめ重大事態調査報告（例）

黒部市立〇〇学校

※以下の項目を参考に報告書を作成する（罫線によって分けしなくても構わない）

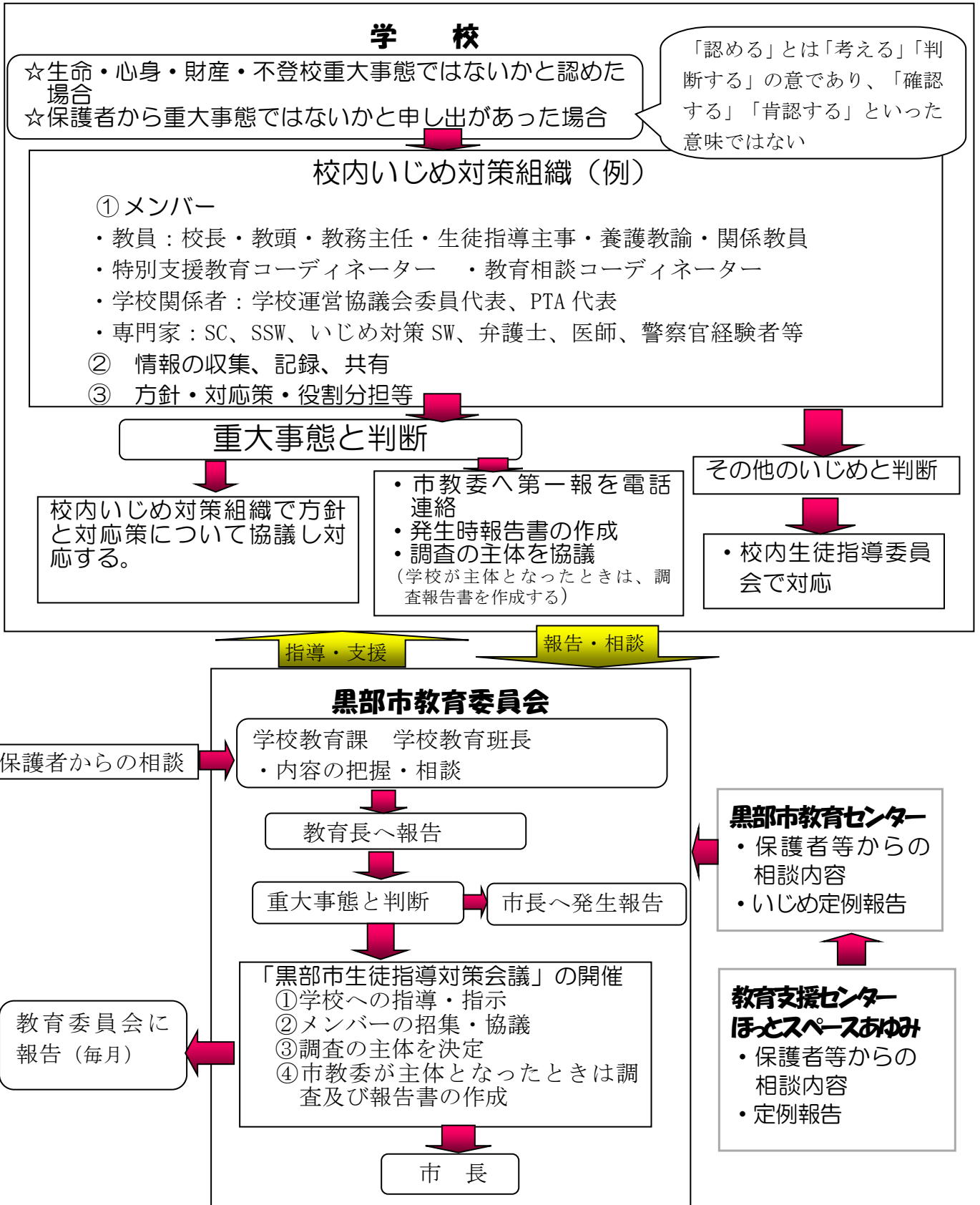
1 重大事態の対象となる行為の概要	・発生年月日、いじめの行為の態様・具体的な行為等について記載 (発生報告書に記載した内容をもとに、調査対象の事態の内容が分かるように記載する)		
2 対象児童生徒について	学校名		
	学年・学級		
	ふりがな 児童生徒氏名		性別
	生年月日・年齢	平成 令和 年 月 日生( 歳)	
	住所		
	保護者氏名		
	その他 ※報告時の欠席の状況など	※不登校重大事態の場合は欠席期間や日数を記載	
3 加害児童生徒について ※ 加害者が3名以上いる場合は、行数を増やす。	学校名		
	学年・学級		
	ふりがな 児童生徒氏名		
	生年月日・年齢	平成 令和 年 月 日生( 歳)	平成 令和 年 月 日生( 歳)
	住所		
	保護者氏名		
4 調査の概要	調査期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	
	調査組織及び構成員		
	調査方法		
	外部専門家が調査に参加した場合は当該専門家の属性		

5 調査内容  ※ 当該児童生徒に多くの行為があった場合は、行数を増やす。	①行為Aについて	
	②行為Bについて	
	③行為Cについて	
	④行為Dについて	
	※ 対象児童生徒・保護者、教職員、関係する児童生徒・保護者からの聴取等に基づき、いつ、どこで誰がどのような行為を誰に対して行ったとの事実を確定したかを根拠とともに時系列で記載。 ※ 学校の対応や指導についても時系列で記載。	
	⑤その他（家庭環境等）	
	⑥調査結果のまとめ（いじめに当たるかどうか、調査組織の所見含む）	
6 今後の対象児童生徒及び関係する児童生徒への支援方法		
7 今後の当該校におけるいじめ対策に関する校長（又は設置者）の所見		

○ 報告

- ・ 学校が調査した場合：学校→市町村教育委員会(写)→地方公共団体の長(本書)
- ・ 市町村教育委員会が調査した場合：地方公共団体の長(本書)、学校へ写しを送付する。
- ・ 市町村教育委員会は、教育事務所へ写しを2部送付、事務所は県教委へ1部送付する。

# ☆ 重大事態発生時の対応図



次の場合が考えられるため、黒部市教育委員会との連絡・相談を密にして対処する

- ① 学校が重大事態と判断し、黒部市教育委員会も重大事態と判断する場合
- ② 学校が重大事態と判断せず、黒部市教育委員会が重大事態と判断する場合

## 10 ネットトラブルの未然防止に向けて

### (1) ネット上のいじめの未然防止に向けて

児童の規範意識の向上に努め、ネット上のマナー（ネチケット）を周知徹底することが問題解決の近道である。

- ① 自分や家族、友達の情報を書き込まない。
- ② 他人を誹謗中傷しない。
  - ・初めはいたずらやからかい半分で書いていたことがエスカレートし、知らない間に犯罪との境界線を踏み越えてしまうことがある。
  - ・内容によっては名誉棄損や侮辱罪といった犯罪になる。
  - ・警察が犯罪行為と判断した場合は、書き込み者を特定する。
  - ・相手を不幸にする。
- ③ 困ったときは、まず相談する。

#### 規範意識の醸成に関する指導について

##### —「社会で許されない行為は、学校においても許されない」—

児童に規範意識に基づいた行動様式を定着させることが重要である。校内規律を維持することは、学校における教育活動の基礎となるとともに、学校が安心・安全な居場所となることで、児童に安心感を与え、暴力・器物損壊・いじめや不登校といった問題を未然防止することにつながる。

○規範意識の醸成を！ — 校内ルールの遵守と校内規律の維持を通して —

#### 教育基本法第6条 —重視—

教育を受けるものが、学校生活を営む上で必要な規律を重んじる

#### 学校教育法第21条 —義務教育の目標—

規範意識をはぐくみ社会の発展に寄与する態度を養う

#### ○環境が子供を育てる

物的環境、人的環境、どちらも重要である。整った学校、児童理解に満たされた教師集団の中で、児童たちは健全に育っていく。

#### 物的環境

きまり等について意欲を喚起させる場合、古い掲示物、色あせた掲示物は不可。

#### 人的環境

教師は児童の師範である。言葉や態度による影響は大きい。

## (2) 一貫性のある指導がポイント ―学校と家庭が手を取り合って―

〈学級経営と生徒指導が相互に補完し合う〉

- 学級担任が児童の学校生活のほとんどの場面に関わることから、児童理解の充実を図っていくことが生徒指導上の要点となる。また、学級担任が児童の心や実態を十分に把握していなければ、一人一人の児童の規範意識の内面化を実現していくことは困難であると思われる。一人一人の行動の実態を十分に把握し、規範意識の内面化を図る指導を行う。
- 学級担任の思い込みや抱え込みに陥ることなく、学級経営と生徒指導が相互補完し合い、学校全体としての生徒指導となっていることが重要。
- 児童の規範意識の醸成は、家庭におけるしつけが核となる。しかしながら、それを社会に生きる人間の生き方として深めていく役割を学校は担っている。生徒指導については、個々の学級で取り組むだけでなく、学年や学校全体として取り組む。また、1年生では、入学前の幼稚園や保育所との連携を、6年生では進学先の中学校との連携を図り、規範意識の醸成に努める。

## (3) きまりの運用について

児童の内面的な自覚を促し、きまりを自分のものとして捉え、自主的に守らせようとする指導が重要。教員がいたずらに規則にとらわれて、規則を守せることのみでの指導とならないように留意する。きまりを破った児童に対して、当該措置が単なる制裁的な処分にとどまることなく、その後の指導の在り方も含めて、児童の内省を促し、自主的・自律的に行動できるようにするなど、教育的効果をもつものとなるよう配慮する。

## (4) 情報モラル教育の充実と教員の指導力の向上

### ① 教員研修について

現代社会では、児童が「ネット上のいじめ」や、いじめ以外のインターネット上のトラブルに巻き込まれる危険性が高まっている。このような情報化の影の部分への対応として、他人への影響を考えて行動することや有害情報への対応等の、情報モラル教育を行っていく。情報モラル教育を行う際には、学習指導要領の内容を踏まえ、各教科等の指導の中で、低学年から発達の段階に応じて扱っていく。黒部警察署の方等を講師として、研修会・講演会を行う。(対象：児童、保護者、教職員)

### ② 情報モラルの指導について

児童に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。その際、一度インターネット上で拡散してしまいたいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは困難であることや、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に深刻な影響を与えることもあること、犯罪の対象となり得ること等を伝える。

## (5) ネット上のいじめについて ー誹謗・中傷ー

### ① 特徴

スマホやパソコンを通じて、インターネット上のウェブサイトの掲示板等に、特定の子供の悪口や誹謗・中傷を書き込んだり、メッセージを送ったりするなどの方法により、いじめを行うもの。

#### ○炎上しやすい

不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で広範囲に広がり、極めて深刻なものとなる。また、書き込む内容も「死ね」「殺す」等、相手への攻撃性が高くなる。

#### ○加害者にも被害者にもなりやすい

インターネットのもつ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、児童が簡単に被害者にも加害者にもなり得る。

#### ○悪用されやすい

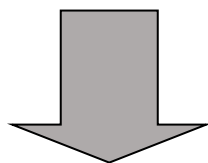
インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。

#### ○回収が困難

インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。

#### ○実態の把握が難しい

保護者や教師等の身近な大人が、児童の携帯電話等の利用状況を把握することが難しい。また、児童の利用している掲示板等を詳細に確認することが困難なため、「ネット上のいじめ」の実態の把握が難しい。



## 誹謗・中傷する書き込み行為について

○掲示板に他人を誹謗・中傷する内容を書き込む行為については、犯罪になることがある。

○警察が犯罪行為と判断した場合、書き込みした人を見付け、逮捕に至るケースもある。

○掲示板でのトラブルが殺人事件にまで発展してしまう危険性がある。

○誹謗・中傷はいじめであり、人を不幸にすることになる。

# 「いじめ事案初期対応」実践フローチャート

富山県教育委員会

は、「改訂版 いじめ対応ハンドブック」の該当ページ

授業中や休み時間、部活動等の子供の様子で、気になる項目があれば、○で囲みましょう。

- 気になる事案：
- 表情が暗い
  - 一人でいる
  - 保護者からの訴え
  - 友人関係の変化
  - からかいの対象
  - 本人からの相談
  - 頻繁に体調不良を訴える
  - 同僚からの情報
  - 登下校の様子
  - その他（ ）

具体的な姿：【 】

## いじめかも？

ポイント！

気になる事案があれば、すぐに周りの先生（学年主任、生徒指導主事、管理職 等）に伝え相談する！

法に基づいた対応の実施

P2-5

相談相手

- 管理職
- 学年主任
- 担任
- 学年所属
- 生徒指導主事
- 相談担当
- 養護教諭
- 部活動顧問
- 授業担当等
- SC、SSW等
- その他（ ）

法第23条

学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に該当いじめに係る情報を報告し、学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込むことなく、学校の組織的な対応につなげる。

## 組織で対応

### 情報の共有

教職員のもっている様々な情報を共有

学校いじめ対策組織

- ・保健室では…
- ・部活動では…
- ・休み時間には…

- 管理職
- 学年主任
- 担任
- 学年所属
- 生徒指導主事
- 相談担当
- 養護教諭
- 部活動顧問
- 授業担当等
- SC、SSW等
- その他（ ）

- ・中心的な役割を担う者（コーディネーター）を決定する。
- ・それぞれの教職員がもっている様々な情報を共有し、事案の内容を振り下げる。
- ・事案を見立てるために子供からの情報収集の仕方について検討する。

P10

ポイント！

関係する子供から聞き取る内容について検討し、情報を収集する。

### 事実の確認

いじめの内容、きっかけ、日時、場所、人数等を確認

いつ どこで 誰が 何を なぜ どのように

- いじめられている子供へ
- ・絶対に守り通すという気持ちを伝える。

- いじめている子供へ
- ・言い分を聞き、被害者のつらい気持ちを考えさせる。
- ・いじめは絶対に許されないことを理解させる。

- 周囲にいる子供へ
- ・いじめを誰かに知らせる勇気をもつように伝える。

P12-14

P36-41

ポイント！

事実確認と併せて心のケアも心掛ける。

### 情報の集約・方針検討

事案を見立て、具体的な対応策を組み立て、チームで役割を分担

事案の見立て → いつ どこで 誰が 誰に 何について どのように

- いじめられている子供の保護者へ
- ・徹底して守り通すことを伝える。
- ・心理や福祉等の専門家の協力を得ることができることを伝える。
- いじめている子供の保護者へ
- ・迅速に事実関係を伝え、理解と納得を得る。
- ・保護者と連携して以後の対応ができるよう協力を求める。

P14

ポイント！

必要に応じて、スクールロイヤー等の専門家や関係機関と連携したケース会議を実施する。

### 方針決定

※いじめ事案に対する全体の対応の流れは、いじめ事案対応フローチャートモデルを参考にする。

## 学校での指導等に役立つ通知・冊子

学校に備え付けてあるかどうかチェックし、対応する際の拠り所としましょう

### 1 いじめ関係

- ・いじめ防止対策推進法【平成 25 年 9 月 28 日施行】
- ・東日本大震災により被災した児童生徒を受け入れる学校の対応について(通知)【文部科学省 平成 28 年 12 月 16 日】
- ・いじめの正確な認知に向けた教職員間での共通理解の形式及び新年度に向けた取組について(通知)【文部科学省 平成 28 年 3 月 18 日】
- ・不登校重大事態に係る調査の指針【文部科学省 平成 28 年 3 月】
- ・いじめ防止等のための基本的な方針【文部科学大臣 平成 29 年 3 月 14 日改訂版】
- ・いじめの重大事態の調査に関するガイドライン【文部科学省 平成 29 年 3 月】
- ・いじめ防止対策の推進に関する調査結果に基づく勧告を踏まえた対応について(通知)【文部科学省 平成 30 年 3 月 26 日】
- ・「改訂版 いじめ対応ハンドブック」【富山県教育委員会 令和 2 年度】
- ・「富山県いじめ防止基本方針」【富山県教育委員会 令和 3 年度改定】
- ・いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について【文部科学省 令和 5 年 2 月】

### 2 教育相談

- ・児童生徒の教育相談の充実について(通知)【文部科学省 平成 29 年 2 月 3 日】
- ・「不登校児童生徒への支援の在り方について」(通知)【文部科学省 令和元年度】
- ・「不登校児童生徒に対する ICT 等を活用した学習支援について」【文部科学省 令和 2 年度】
- ・「不登校児童生徒への支援の在り方について」【富山県教育委員会 令和 3 年度】

### 3 虐待・DV 関係

- ・児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応について(通知)【文部科学省 平成 22 年 3 月 24 日】
- ・一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応及び児童虐待防止対策に係る対応について(通知)【文部科学省 平成 27 年 7 月 31 日】
- ・児童虐待防止対策に係わる学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について【文部科学省 平成 31 年 2 月 28 日】
- ・「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について(通知)」【文部科学省 平成 31 年 2 月 28 日】
- ・「『児童虐待防止対策の抜本的強化について』等を踏まえた対応について」【文部科学省 平成 31 年 3 月 19 日】
- ・児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について(通知)【文部科学省 令和元年 7 月 19 日】
- ・学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き【文部科学省】
- ・学校現場における虐待防止に関する研修教材【文部科学省】
  - ・児童虐待防止と学校(研修教材)【文部科学省】
- ・配偶者からの暴力の被害者の子どもたちの就学について(通知)【文部科学省 平成 21 年 7 月 13 日】

- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律【平成 26 年】
  - ・富山県子ども虐待防止ハンドブック【富山県厚生部 令和元年度】
  - ・教育関係者向け 保護者と児童・生徒のためのDV対応マニュアル【富山県 令和 4 年 9 月】
- 4 インターネット関係
- ・児童ポルノ事犯の「自画撮り被害」増加に伴う広報・啓発について(周知依頼)【文部科学省 平成 28 年 11 月 9 日】
  - ・情報化社会の新たな問題を考えるための教材～安全なインターネットの使い方を考える～ 指導の手引き【文部科学省】
- 5 体罰関係
- ・体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について(通知)【文部科学省 平成 25 年 3 月 13 日】
  - ・体罰根絶に向けた取組の徹底について(通知)【文部科学省 平成 25 年 8 月 9 日】
- 6 学校事故関係
- ・学校事故対応に関する指針【文部科学省 平成 28 年 3 月】
- 7 自殺関係
- ・教師が知っておきたい子どもの自殺予防【文部科学省 平成 21 年 3 月】
  - ・子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き【文部科学省 平成 22 年 3 月】
  - ・子どもの自殺が起きたときの背景調査の指針【文部科学省 平成 26 年 7 月】
  - ・子供に伝えたい自殺予防(学校における自殺予防教育導入の手引き)【文部科学省 平成 26 年度 7 月】
  - ・児童生徒の自殺予防に係わる取組について(通知)【文部科学省 令和 3 年 6 月】
  - ・自殺対策基本法の一部を改正する法律の施行について(通知)【文部科学省 令和 8 年 3 月】
- 8 富山県青少年健全育成条例【富山県】
- 9 生徒指導全般
- ・「生徒指導リーフ」シリーズ【国立教育政策研究所】
  - ・生徒指導支援資料【国立教育政策研究所】
  - ・初任者向け生徒指導資料【国立教育政策研究所】
  - ・生徒指導提要(改訂版)【文部科学省】
- 10 名水の里くろべ「こどもの権利宣言～こどもと大人の約束～」【令和 4 年 11 月 5 日 名水の里くろべこどもの権利宣言作成委員会】

## 12 附則

- 平成 26 年 3 月 24 日策定
- 平成 26 年 4 月 1 日施行
- 平成 29 年 4 月 1 日施行
- 令和 6 年 4 月 1 日施行
- 実情に即してきちんと機能しているかを点検し、必要に応じて見直しを図ります。